

# 会議録作成支援システムに基づく本会議録原稿 作成業務委託契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、会議録作成支援システムに基づく本会議録原稿作成業務（以下「業務」という。）とする。

（委託料）

第2条 業務に係る委託料は、発注者の提示した会議時間記録によるものとする。

2 発注者は、受注者に対し会議時間10分につき金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）の委託料を支払うものとする。ただし、定例会又は臨時会ごとの会議時間において、10分未満の端数が生じる場合は10分とみなす。

3 「即時反訳」（発注者の指定する期限までに早急に反訳原稿を作成することをいう。）の場合においては、発注者が指定依頼する会議時間10分につき、下記の金額を加算するものとする。ただし、定例会又は臨時会ごとの会議時間において、10分未満の端数が生じる場合は10分とみなす。

(1) 提出期限を依頼から24時間以内とする場合には、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

(2) 提出期限を依頼から48時間以内とする場合には、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

4 受注者は、定例会又は臨時会ごとに業務に係る委託料を発注者に請求するものとする。  
（契約保証金）

第3条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条の規定により減免できる場合のほかこれを徴する。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託の方法）

第5条 発注者は、業務を委託する音声データ、認識データ、会議資料を会議時間記録を添えて、受注者に貸与するものとする。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、委託事務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 前項の再委託を発注者が認める場合はその限りではない。

（履行期限）

第7条 受注者が発注者から受託した業務の履行期限は、発注者が受注者に対し音声データ等を貸与した日から14日以内とする。

なお、あらかじめ、発注者の了承を得た場合には、当該了承を得た日までに履行するものとする。

（検収及び支払）

第8条 発注者は、成果物の納品を受けたときは、速やかに検収し、定例会又は臨時会ご

とにそれが正当であると認めるときは、発注者は、受注者から適法な支払の請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(秘密保持)

第9条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、

別記 「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の監督)

第11条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、発注者の責に帰すべき理由によるものを除き、受注者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(危険負担)

第13条 納入前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の

請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。  
(仕様変更)

第15条 発注者は、業務に関連する法令の改正等にもない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者と協議の上、仕様書を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。

(事情変更による委託料の変更)

第16条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、第2条第2項の単価に、本契約において発注者が示した予定発注時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立

てたとき。

- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
  - 四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
  - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
  - 二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 六 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 七 第25条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
  - 八 第25条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - 九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、第2条第2項の単価に、本契約において発注者が示した予定発注時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

- 第19条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、第2条第2項の単価に、本契約において発注者が示した予定発注時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。  
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第20条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。  
(受注者の催告による解除権)
- 第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。  
(受注者の催告によらない解除権)
- 第22条 受注者は、第15条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。  
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第23条 第21条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。  
(遅滞損害金)

第24条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第25条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(成果物の帰属)

第26条 本会議録原稿に関する諸権利（著作権、所有権及び著作権法第27条及び第28条に定める権利等）は、発注者より受注者に委託料が完納されたときに、受注者から発注者へ譲渡されるものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協 議)

第28条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者協議のうえ定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者 住 所

氏 名